

静岡県犯罪被害者等支援推進計画

平成28年10月

静岡県

目 次

第1章	推進計画の策定に当たって	1
1	推進計画策定の趣旨	
2	推進計画の位置付け	
3	計画期間	
第2章	犯罪被害者等支援の推進体制	2
1	これまでの取組	
2	今後目指すべき関係機関・団体との連携・協力のイメージ	
第3章	犯罪被害の現状	3
1	本県における事件・事故の概況	
2	犯罪被害者等の置かれている状況	
第4章	基本理念	4
1	尊厳を尊重した支援	
2	理解と配慮	
3	途切れのない支援	
4	連携による支援	
第5章	重点課題	5
1	犯罪被害者等に対する各種情報の提供	
2	精神的・経済的支援	
3	関係機関相互の連携	
4	理解の増進	
第6章	施策の基本方針と取組	7
1	犯罪被害者に対する各種情報の提供（第9条～第11条）	
2	精神的・経済的支援（第12条～第17条）	11
3	関係機関相互の連携と知識の向上（第7条第2項、第18条）	17
4	理解の増進（第19条～第22条）	18
資料編1	犯罪被害者等支援施策に関する意識調査結果	23
資料編2	犯罪被害者等支援推進本部設置要綱	27
資料編3	静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定及び検証に 関する有識者検討会設置要綱	29
資料編4	静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定及び検証に 関する有識者検討会傍聴要綱	30

資料編 5	静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会会員	31
資料編 6	本県における事件・事故の推移等（静岡県警の統計による）	31
資料編 7	静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定プロセス	33
資料編 8	静岡県犯罪被害者等支援条例	34

第1章 推進計画の策定に当たって

1 推進計画策定の趣旨

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な犯罪被害だけでなく、中長期にわたって身体的苦痛、精神的苦痛、経済的困窮など、いわゆる「二次的被害」にも苦しめられることが多く、平穏な生活を営むことができるようになるまでには、県、市町、民間支援団体などの関係機関・団体のほか、事業所、職場、家庭、近隣、学校などの周囲の人々による支えを必要とします。

平成17年に犯罪被害者等基本法が施行され、第1次犯罪被害者等基本計画、第2次犯罪被害者等基本計画を経て、犯罪被害者支援の仕組みは整いつつあります。しかし、犯罪被害者等の置かれている深刻な状況や支援の必要性についての県民の理解・関心は高いとは言えず、それだけ犯罪被害者等を取り巻く社会的な環境は決して十分とは言えないのが現実です。（資料編1、1(1)）

静岡県ではこうした犯罪被害者等の状況やその心情に対する理解を深め、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目指して「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を平成26年12月に制定し、平成27年4月1日から施行しています。（資料編8）

この県条例は、犯罪被害者等の支援に関して、目的、基本理念、さらに県及び県民等の責務や県が講ずべき施策などを定めたものであり、この度策定する「静岡県犯罪被害者等支援推進計画（以下「推進計画」という。）はこの県条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくための計画となります。

2 推進計画の位置付け

推進計画は県条例第8条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づく計画で、本県における犯罪被害者等の支援を総合的に推し進めるための指針となるものです。

3 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、毎年度、施策の実施状況の確認、検証を行います。

第2章 犯罪被害者等支援の推進体制

1 これまでの取組

(1) 県機関と関係機関における推進体制

施策の内容	所管
NPO法人静岡犯罪被害者支援センター（民間支援団体）との連携体制の構築	警察本部 くらし交通安全課
「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会」 ^(※1) における県機関と関係機関の連携体制の構築	警察本部 くらし交通安全課
警察署犯罪被害者支援連絡協議会	警察本部

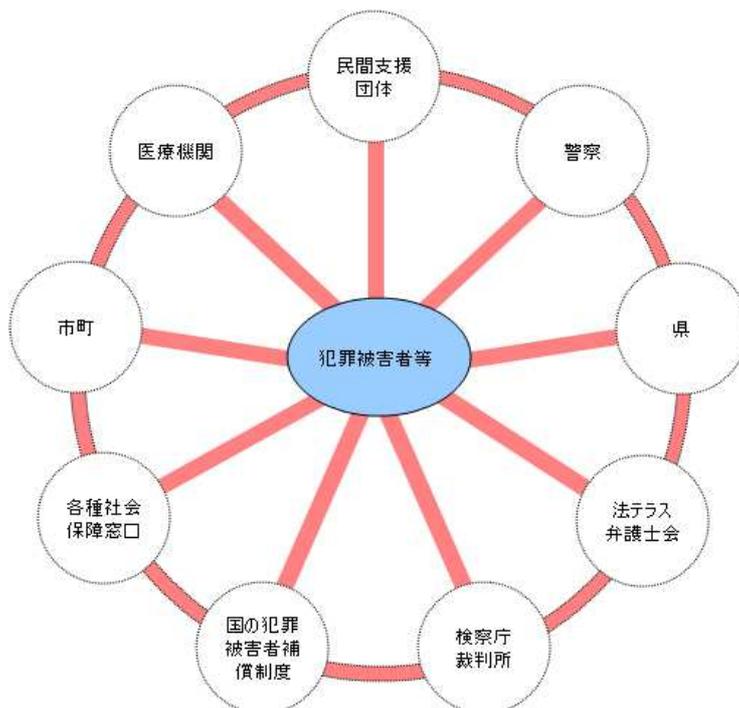
※1 静岡県犯罪被害者支援連絡協議会とは、犯罪被害者等の求める支援が、生活上の支援を始め、損害賠償、医療、福祉、公判に関することなど極めて多岐にわたっていることから、司法、行政、医療等に関わる機関、団体が連携し、総合的な被害者支援を行うことを目的に平成9年2月に設置したもので、現在は警察本部、知事部局、教育委員会、犯罪被害者支援センター、弁護士会、医師会、臨床心理士会等39機関が参画しています。

(2) 市町との連携

施策の内容	所管
市町担当窓口（総合的相談窓口）設置の推進	くらし交通安全課
犯罪被害者等 ^(※2) 支援を担当する行政職員の研修	くらし交通安全課

※2 「犯罪被害者等」とは犯罪被害者ご本人及びそのご家族又はご遺族を指します。

2 今後目指すべき関係機関・団体との連携・協力のイメージ



第3章 犯罪被害の現状

1 本県における事件・事故の概況

静岡県内の過去10年間の全刑法犯の認知件数（桃色の棒線）は、右肩下がりで減少しており、平成26年は25,601件でした。

刑法犯認知件数のピークは平成14年の63,008件であり、これと比べると、平成26年は約60パーセントの減少となっています。25,601件のうち、犯罪被害者支援等の重点対象としている殺人や強盗、強姦、強制わいせつなどの事件は896件であり、全刑法犯罪の約3.5%を占めました。（資料編6）

県内の人身交通事故の発生状況は、総件数としては減少傾向にあります。死者数は平成25年に大幅に増加したものの、平成26年には一転して、前年比-41人の143人と減少に転じましたが、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっています。

人口10万人当たりの交通事故発生状況は、過去10年間で減少傾向を示していますが、発生件数、死者数とも全国平均を上回っている状況です。

2 犯罪被害者等の置かれている現状

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われ、また、家族等を失い、傷害を負ったりします。そして、こうした直接的な被害に加え、事件による精神的ショックや身体的不調、あるいは医療費や生活費などの経済的問題等間接的な被害にも悩まされています。

また、被害直後の平穏な日常生活を失った状態にあっても、行政機関に自ら赴いて様々な行政手続きを行うという大きな負担を抱えるほか、加害者に対する様々な公的保障に比べ、犯罪被害者等に対する支援が十分ではなく、疎外感や無力感に苦しめられています。

さらには、インターネット上のいわれなき書き込みなどにより、新たな精神的被害（二次的被害）にさらされるとともに、社会からの好奇の目や誤解から生まれる中傷などに心を痛め、社会から孤立することも多く、こうした被害も極めて深刻です。

第4章 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念のもと、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指します。

1 尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等は、誰もが犯罪被害者となり得る現実社会の中で、思いも寄らず被害者となってしまったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもあります。

その尊厳は、当然のこととして尊重されなくてはならないにもかかわらず、被害の実態を理解されず、例外視され、場合によっては被害の責任が被害者自身にあるかのように誤解されたりすることがあり、そのために社会から疎外され孤立することが少なくありませんでした。犯罪被害者等のための支援は、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものです。支援等の実施者は、犯罪被害者等の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを念頭に施策を実施していく必要があります。

2 理解と配慮

犯罪被害には、生命、身体、精神及び財産等様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により千差万別です。

犯罪被害者等への支援は、まずこの様な事情を理解した上で、個々の犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものであり、支援等の実施者は、それぞれの立場で、犯罪被害者等の個々の具体的事情に応じた適切な支援活動を自主的な取組により推進していく必要があります。

3 途切れのない支援

犯罪被害者等が平穏な生活を回復するまでには長時間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い、必要とされる支援内容も変化します。

犯罪被害者等の支援は、適用される制度や担当する機関等が様々に変わることが

あるため、支援等の実施者は、制度や担当機関が変わっても継続性を持って、当該犯罪被害者等に対する支援等が行われ、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等の実施に取り組んでいく必要があります。

4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、事件発生の時期、被害者個々の状況等によって必要とする支援は異なり、多様な支援が求められることから、関係機関が連携することが極めて重要であり、連携することによって確実に支援の実効性を高めていかなければなりません。また、関係機関の連携に当たっては、犯罪被害者等の人権を最大限尊重しなければならないことから、個人情報取扱については、特段の配慮が強く求められます。

第5章 重点課題

「静岡県における犯罪被害者等の意識調査」（資料編1（24ページ）を参照）などの実施により、犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握するとともに「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、以下の4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めていきます。

1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うといった直接的被害のほかに、未知の様々な問題に遭遇することとなりますが、これらを自力で解決していくことが非常に困難な状況にあります。このため、犯罪被害者等には、必要に応じて相談に乗り、情報を提供し、助言を行うことが必要です。事件発生直後からそのような体制が整えられている場合には、犯罪被害者等が犯罪によって受けた被害以上に混乱したり苦しんだりすることを最小限に抑えることができるので犯罪被害者等が必要とする情報提供の窓口を明確にし、担当者の対応能力の向上に努めることが重要です。

2 精神的・経済的支援

犯罪等に遭ったことに伴う精神的ショックのほか、被害直後はもちろんのこと、障害が残るなどの中長期的な心身の不調の回復・軽減に向けた取組を行うとともに

に、再び被害を受けるのではないかという不安や恐怖を取り除くための取組に努めます。

また、犯罪被害者等は死亡・怪我をして働けないなどが原因で経済的被害を受けるため、様々な経済的助成制度を犯罪被害者等に確実に教示して経済的負担の軽減に努めます。

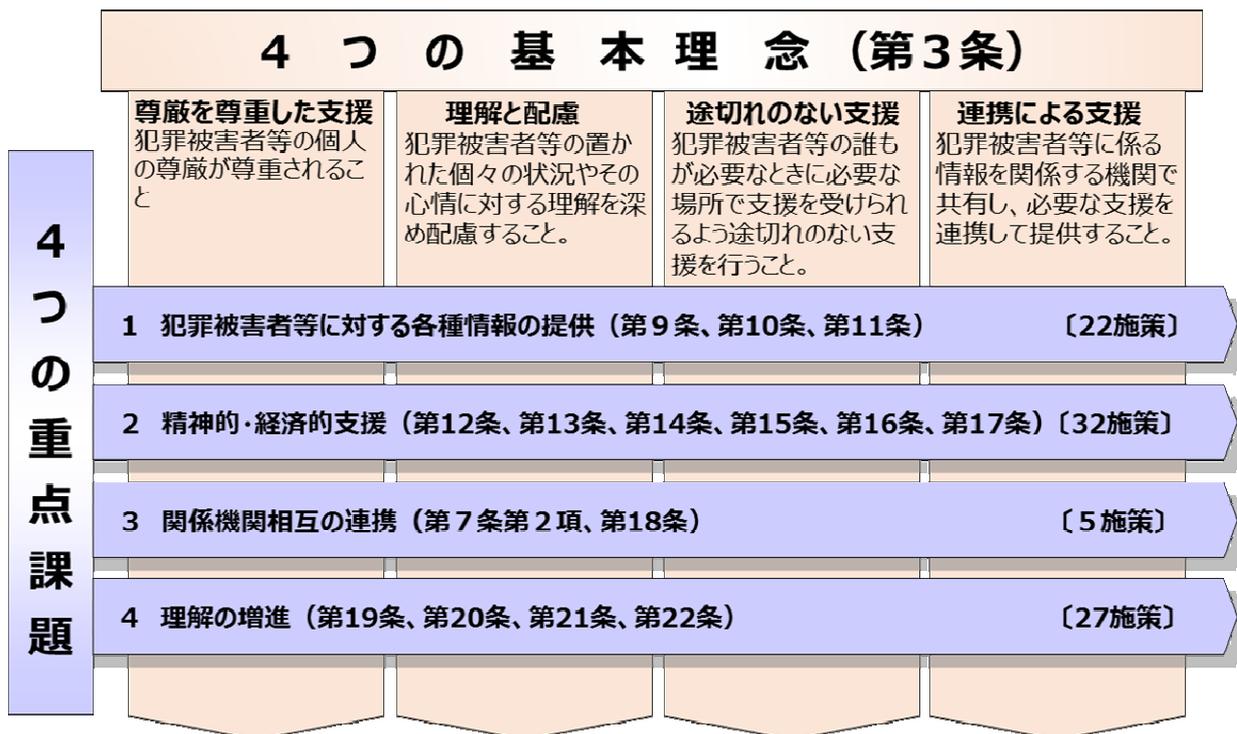
3 関係機関相互の連携

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個別の事情等によって必要とする支援が異なり、また多様な方面における支援が求められるため、個々の機関・団体に支援が途切れることなく、それぞれが役割を適切に果たしていくとともに、関係機関等が連携して支援することが極めて重要です。

4 理解の増進

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策についての社会一般の理解が未だに十分に進んでいない現在の状況を改善していくため、県民の理解促進につながる取組を着実に、かつ幅広く行い、社会全体での犯罪被害者等支援に結び付けていくよう努めます。

【4つの基本理念、4つの重点課題】



第6章 犯罪被害者等支援施策の基本方針と取組

県条例の目的である「犯罪被害者等の権利利益の保護」、「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を目指して、犯罪被害者等支援施策を以下の4つの重点課題に分けて、取り組んでまいります。

1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条関係）

(1) 相談及び情報の提供等（第9条関係）

【現状】

犯罪被害者等は突然事故・事件に遭遇し、未知の様々な問題に直面します。それまでの平穏な日常生活を断ち切られ、自分自身の精神状態すら整理できない中で、刑事手続などは十分理解できないまま進行して行き、途方に暮れるという事態が発生することがあります。また、相談窓口についても、何をどこに相談すれば良いのか周知されておらず、明確になっていない場合があります。

【基本方針】

犯罪被害者等が直面している問題について適切な窓口を明確にし、相談内容に応じて、情報の提供及び助言を行い、必要により犯罪被害者等援助に精通する者に速やかにつなげていきます。

【取組】

- 指定被害者支援要員の指定と「被害者の手引^(※3)」の確実な交付及び教示を行います。（警察本部）
- 犯罪被害者等に対して捜査に支障のない範囲で捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等について情報提供を行います。（警察本部）
- 各種相談窓口の充実と担当者の対応能力の向上を図ります。（警察本部、くらし交通安全課、精神保健福祉センター、女性相談センター）
- 市町における施策担当窓口や総合的対応窓口設置を働き掛けていきます。（くらし交通安全課）
- 被害児童生徒の不安、悩みに対応するため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校に派遣する等、学校内の相談体制の充実を図ります。また、被害児童生徒や保護者に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等に関する情報提供を行います。（教育委員会）
- 心理学、教育学等に関する専門職員等を教育センター等に配置し、相談窓口を充実します。（教育委員会）
- あざれあ女性相談において関係機関と連携して犯罪被害者等の相談に対応しま

す。(男女共同参画課)

- DV防止リーフレットを作成し、正しい知識や相談場所等、必要な情報を提供します。(男女共同参画課)
 - 児童相談所において児童虐待等のより困難な相談に対応するとともに、広く児童や家庭からの相談に一義的に対応する市町職員に対する研修の充実等により、専門性の向上を図ります。(こども家庭課、児童相談所)
 - 児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、学校関係機関との連携を強化しながら市町に設置されている要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。(児童相談所)
 - 児童虐待防止やDV防止のための関係機関のネットワークを強化し、情報の共有や県民への意識啓発に取り組みます。(こども家庭課、児童相談所、女性相談センター)
 - 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる市町職員及び地域包括支援センター職員の対応能力の向上を図ります。(長寿政策課)
 - 障害者虐待防止支援センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害者やその関係者からの相談に対応します。(障害者政策課)
- ※3 犯罪被害者等に警察が行う支援、刑事手続きの流れ、各種給付制度、関係機関の連絡先等をお知らせするための冊子です。身体犯被害者用と交通事故被害者用があります。

(2) 損害の回復を図るための情報の提供等(第10条関係)

【現状】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷ついている精神に更なる負担を与えることとなります。

また、訴訟になると

- 高い費用と多くの労力・時間を要すること
- 訴訟に関する知識がないこと
- 独力で証拠を集めることは難しいこと
- 加害者の所在等の情報が不足していること

などの理由により、損害賠償請求を躊躇する方が少なくないとの指摘があります。

【基本方針】

犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、加害者に関する必要な情報等の犯罪被害者等への提供や損害賠償命令制度について犯罪被害者等への情報提供を行う必要があります。

【取組】

- 犯罪被害者等に対し、法テラス、県弁護士会の斡旋、連絡調整又は民間支援団体等に対する情報提供の希望確認を確実にを行います。(警察本部、くらし交通安全課)
- 指定被害者支援要員の指定と「被害者の手引」の確実な交付と教示を行います。(警察本部)

(3) 経済的な助成に関する情報の提供等(第11条関係)

【現状】

犯罪被害者等は突然事故・事件に遭遇することで、家族を失う、怪我を負う、障害が残るなどといった直接的被害だけでなく、その後の高額な医療費の負担や失職、転職等による生活の困窮など、二次的な経済的負担に苦しめられる場合があります。

【基本方針】

犯罪に起因して発生する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、様々な経済的助成制度について確実に情報提供や助言を行う必要があります。

【取組】

- 公益財団法人犯罪被害救援基金制度^(※4)、日本財団まごころ奨学金制度^(※5)に関する情報提供を行います。(警察本部)
- 被害者支援対象事件を確実に把握し、警察の公費負担制度の確実な提供を行います。(警察本部)
- (独法)自動車事故対策機構、(公財)交通遺児等育成基金、(財)道路厚生会等の支援制度の情報提供を行います。(警察本部)
- 医療費控除、障害者控除、寡婦控除等、税法上の救済制度について情報提供します。(警察本部)
- 暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供を行います。(警察本部)
- 被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。(国民健康保険課)
- 母子家庭、父子家庭等への医療費の助成制度について説明を行います。(こども家庭課)
- 法テラスの民事法律扶助制度の情報提供についての説明と周知を図ります。(警察本部、くらし交通安全課)
- 犯罪被害給付制度^(※6)の確実な教示と手続の迅速化に努めます。(警察本部)

※4 犯罪被害者等で、現に著しく困窮しており、社会連帯共助の精神にのっとり、特別な救済を図る必要があると認められる方に支給される奨学金制度です。返還の必要はありません。

※5 父又は母などの保護者が、理不尽な犯罪に遭遇し経済的に不安定になったために、奨学金の

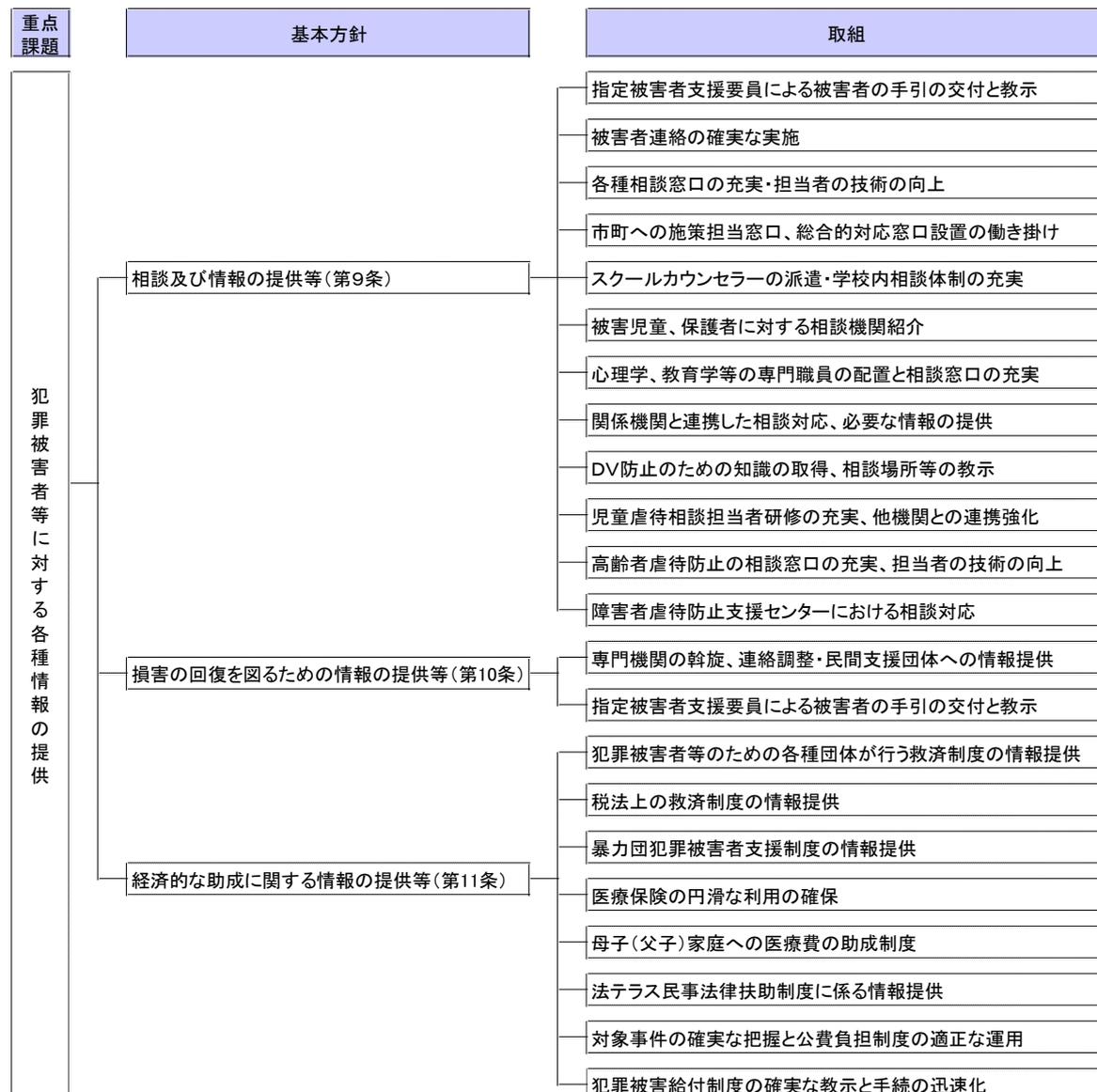
貸与を必要とする家庭の子供で、高校・大学・大学院・短大・専修学校に在学しているか、進学を予定している方への無利子の貸与金制度です。

※6 故意による犯罪行為により、家族を亡くした遺族、重傷病を負った被害者や後遺障害が残った被害者に対して、労災保険その他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合、国が給付金を支給する制度です。

犯罪被害者等給付金の概要

遺族給付金	重傷病給付金	障害給付金
支給額（最高額～最低額） <small>生計維持関係遺族がいる場合</small> 2,964.5万円～872.1万円 <small>それ以外の場合</small> 1,210万円～320万円 ○支給を受けられる人 犯罪被害者の第一順位の遺族	支給額（上限額120万円） <small>自傷又は疾病にかかった日から1年間における医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計</small> ○支給を受けられる人 犯罪行為によって重傷病(1か月以上の療養、かつ、3日以上入院を要する自傷又は疾病、精神疾患の場合には1か月以上の療養、かつ、3日以上労務に就けない程度。)を負った犯罪被害者本人	支給額（最高額～最低額） <small>重度の障害(障害等級第1級から第3級までに該当する障害)が残った場合</small> 3,974.4万円～1,056万円 <small>それ以外の場合</small> 1,269.6万円～18万円 ○支給を受けられる人 障害が残った犯罪被害者本人

【計画の体系】



2 精神的・経済的支援（第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条関係）

(1) 日常生活の支援（第 12 条関係）

【現状】

犯罪被害者等は突然事故・事件に遭遇することにより、自分自身の精神状態が不安定なまま、通常の日常生活のほかに、事件・事故に起因する各種刑事・行政手続をこなさなければなりません。また、事件・事故のショック等から家事や育児ができなくなり、日常生活すら破綻するおそれもあります。

【基本方針】

日常生活を営むことに支障が生じた犯罪被害者等には、通院時の付添い、家事、育児等、被害に遭う前の生活を取り戻すための支援が必要です。

【取組】

- 犯罪被害者等の同意を得て、民間支援団体である静岡犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。（警察本部、くらし交通安全課）

(2) 心理的外傷等からの回復（第 13 条関係）

【現状】

犯罪被害者等に対する心理的ケアは、事件・事故発生直後から必要であり、通常は犯罪被害者等の心理状態を十分理解している民間支援団体が行います。しかし、精神科医や臨床心理士といった専門家による適切なケアが必要な場合も多く、その後の回復に大きく影響を及ぼすことから、専門家の心理的なケアや治療は早期に行われることが望まれます。

【基本方針】

犯罪被害者等が事件・事故により受けた心理的な影響を早期に緩和、回復できるように支援する必要があります。

【取組】

- 犯罪被害者等の希望に応じて、被害者支援カウンセラー（臨床心理士の資格を持つ警察官）によるカウンセリングを実施します。（警察本部）
- 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度について検討します。（警察本部）
- 女性警察官が配置されている交番等（ひまわり窓口）の職員に対し、女性地域警察官研修会を開催し、臨床心理士等による犯罪被害者の心理及び被害者対応要領等の研修をします。（警察本部）

- 性犯罪被害者に対する緊急避妊等経費の公費負担を行い、精神的被害の緩和に努めます。(警察本部)
- 犯罪被害者等を含む児童生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立小中学校や県立高校及び特別支援学校等にスクールカウンセラー^(※7)、スクールソーシャルワーカー^(※8)の配置や派遣を行い、児童生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。(教育委員会)
- 犯罪被害者及び家族に対する相談支援を行います。(精神保健福祉センター)
- 高次脳機能障害^(※9)に係る当事者・家族からの相談対応等を行うため支援拠点機関を中心として関係機関の連携を強化し相談支援を行います。(障害福祉課)
- DV被害者の自立支援を援助します。(こども家庭課、女性相談センター)
- 被虐待児童への心理的ケア等の支援を行います。(児童相談所)

※7 教育機関において心理相談業務に従事する心理専門職です。

※8 児童や生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悲しみについて、児童、生徒の社会環境である家庭、友人、学校、地域に働き掛け福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職です。

※9 怪我等の後から、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難となる障害のことです。

(3) 安全の確保 (第14条関係)

【現状】

犯罪被害者等は加害者が未検挙の場合はもちろん、出所する際も加害者自らが復讐を公言することもあり、いわゆるお礼参りや逆恨みを恐れています。

また、特に再被害を受けるおそれの高いストーカー被害者や性犯罪被害者にとって、再被害から守られることは当然の権利です。

【基本方針】

再び生命、身体に対して危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防ぎ、犯罪被害者等の安全を確保するための取組を行っていく必要があります。

【取組】

- 検挙した加害者により再び危害を加えられる事態を防止するための保護対策を確実にいきます。また、刑事施設等と連携し、加害者の出所に関する情報を把握して再被害を受けるおそれのある犯罪被害者等に提供して安全対策を講じます。(警察本部)
- DV被害者については避難所への一時保護、被虐待児童については状況に応じて一時保護又は児童養護施設などへの入所措置等、社会的養護を行います。(警察本部、児童相談所、女性相談センター)
- DV被害者を保護する住民基本台帳の閲覧制限の周知徹底を市町に行い、市町及び関係機関とのより一層の連携を図ります。(警察本部、女性相談センター)

- DV被害者については、あざれあ女性相談室と関係機関との連携を密にして安全が確保できるように努めます。(男女共同参画課)
- 一時保護を希望するDV被害者の情報を共有し、被害者が安全に保護されるように警察や市町等の関係機関との連携を密にします。(こども家庭課、女性相談センター)
- 一時保護されたDV被害者に対しては、保護命令などの積極的な利用を勧めるとともに、裁判所から保護命令が出された場合は、防犯指導や連絡体制を取って被害者の安全確保に努めます。(こども家庭課、女性相談センター)
- 学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図ります。(教育委員会)

(4) 居住の安定 (第15条関係)

【現状】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったため物理的に居住困難となったり、加害者が未検挙で自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できず、引っ越しを強いられるケースがあります。

しかし、被害に遭ったことによる経済的困窮や、事件後のショックもあり、新たな居住先を自ら探し求めることは大変困難な状況にあります。

【基本方針】

関係機関、団体と連携して、一時的、あるいは中長期的な居住を確保するための取組を進める必要があります。

【取組】

- 自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングについて、一定の条件下で公費負担を行います。(警察本部)
- 犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に県営住宅に入居する必要がある犯罪被害者等については、原則として1年を超えない期間で県営住宅を使用できるよう配慮しています。(公営住宅課)
- DV被害者に対する県営住宅の一時使用を行っています。(公営住宅課)
- DV被害者や被虐待児童に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等を確保し保護及び自立支援を行います。DV被害者が一時保護施設から退所するにあたって必要な場合、公営住宅における優先入居または目的外使用を県市町に働き掛けます。(児童相談所、女性相談センター)
- 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用といった制度について、市町公営住宅担当課へ制度の周知をします。(公営住宅課)

- 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用といった制度について、市町の犯罪被害者等支援担当課へ制度の周知をします。(くらし交通安全課)
- 被虐待児童については、状況に応じて一時保護又は児童養護施設などへの入所措置による社会的な養護を行います。(児童相談所)
- 一時保護所での保護に適さないDV被害者について、個々の状況に合った場所での保護ができるように、様々な地域・種類の一時保護委託先を確保します。(こども家庭課)

(5) 雇用の安定 (第 16 条関係)

【現状】

犯罪被害者等が突然の事件・事故に起因する身体的・精神的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、治療のための通院及び裁判出廷等のために欠勤を余儀なくされることなどにより、事業者の無理解から一方的に解雇されたり、辞職せざるを得なくなるなどの状況に追い込まれることがあります。

【基本方針】

雇用情勢に関わらず、犯罪被害者等が雇用を維持・確保できるよう雇用の安定を図るとともに、事業者の理解を深めていく取組が必要です。

【取組】

- 犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合には、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を行います。(雇用推進課)
また、犯罪被害により障害を負った人が就職を希望する場合は、就業支援と生活支援を一体的に提供する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を行います。(雇用推進課)
- 犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関して相談が寄せられた場合は、個別労働紛争解決制度などの周知を図るとともに、関係機関等と連携して問題解決を図ります。(労働政策課)

(6) 捜査の過程における配慮等 (第 17 条関係)

【現状】

特に殺人事件の被害者遺族は突然日常生活を奪われ、喪失感、絶望感、不安感等から極めて不安定な心理状態に置かれます。

一方、捜査従事者は犯人検挙・事件の解決に傾注するあまり、被害者等の実態を理解しないまま配慮に欠けた言動や態度により、新たな精神的被害(二次的被害)を与えてしまうことがあります。

【基本方針】

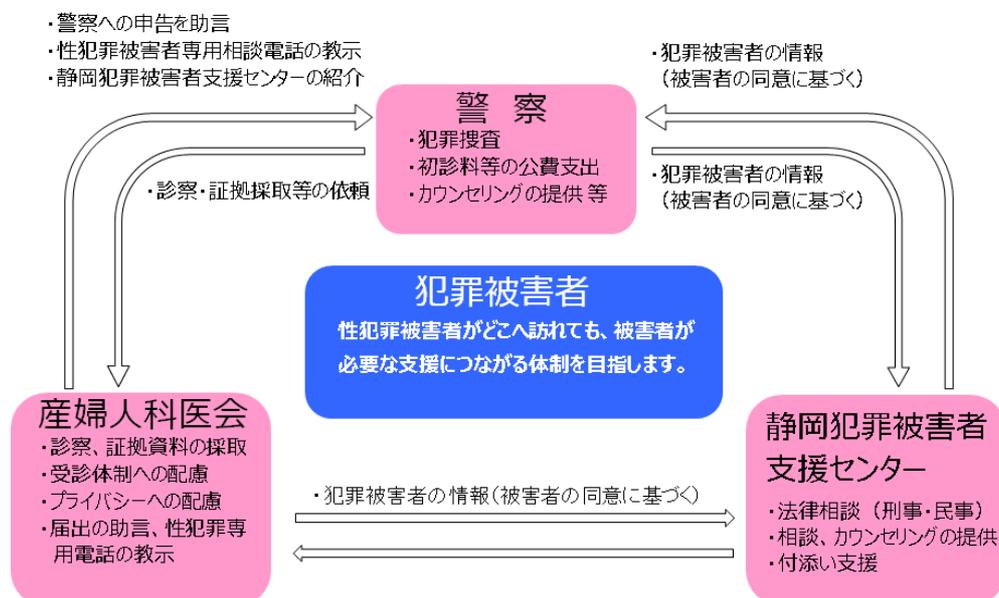
捜査員に対し、捜査の過程において犯罪被害者等が捜査従事者から二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等の実態を真に理解させるための知識の涵養と、精神的負担を軽減させるための取組がかかせません。

【取組】

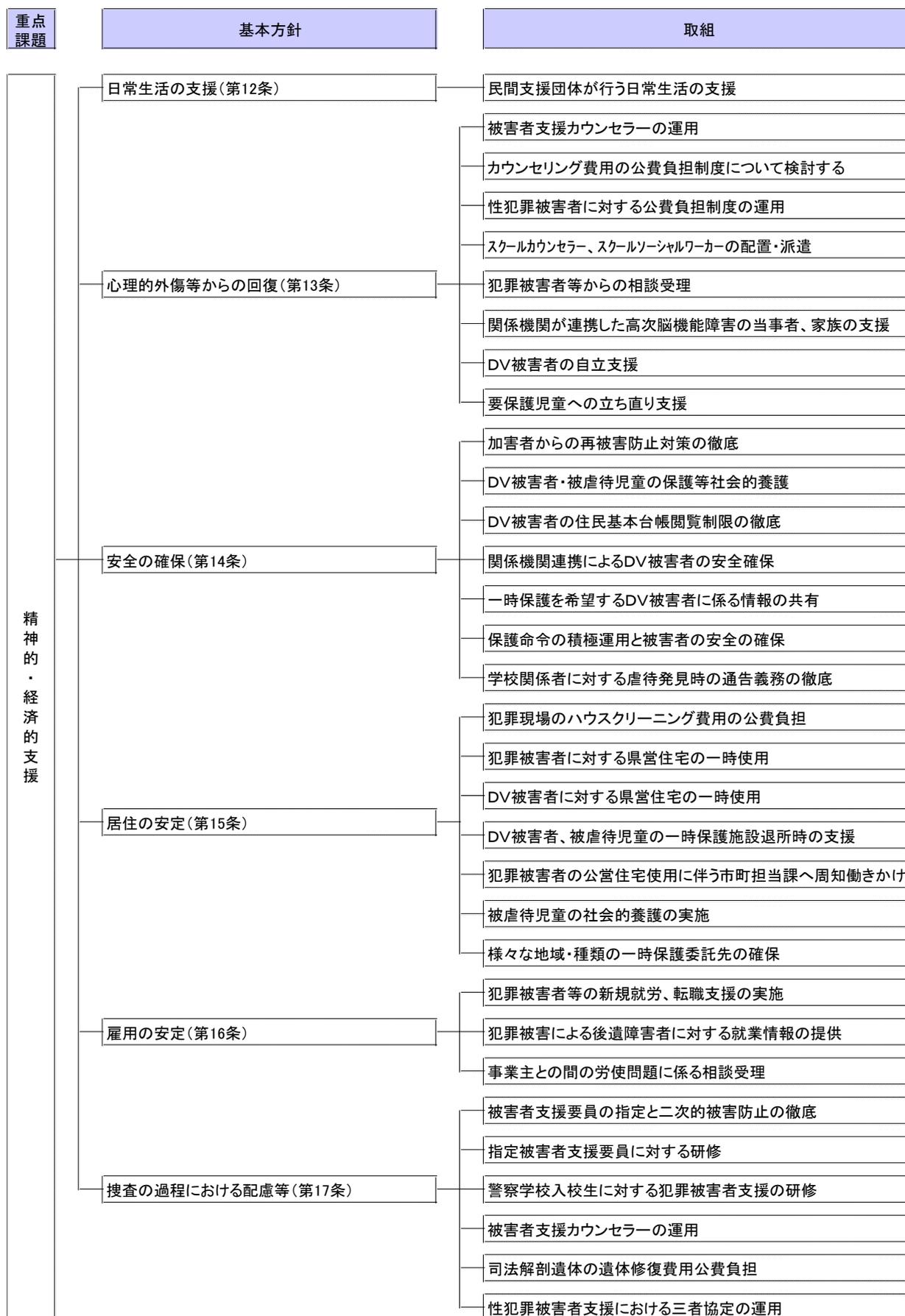
- 支援対象事件が発生した場合に、あらかじめ指定された指定被害者支援要員が、初期的段階における対応、捜査状況等の連絡、二次的被害防止等の直接的支援活動を行います。（警察本部）
- 指定被害者支援要員全員に対する研修会を行い、犯罪被害者等に関する知識の涵養を図ります。（警察本部）
- 警察学校入校生（初任科、任用科、専科）に対する犯罪被害者支援に関する授業を行います（警察本部）
- 犯罪被害者等の希望に応じて、被害者支援カウンセラー（臨床心理士の資格を持つ警察官）によるカウンセリングを実施します。（警察本部）
- 司法解剖した被害者の遺体修復費用を公費負担し、遺族の精神的負担の軽減を図ります。（警察本部）
- 女性地域警察官研修会を開催し、臨床心理士による犯罪被害者の心理及び被害者対応要領等の研修を実施します。（警察本部）
- 性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定（三者協定^{※10}）の確実な運用に努めます。（警察本部）

※10 静岡県警察、静岡県産婦人科医会、静岡犯罪被害者支援センターの三者が性犯罪被害者が必要とする産婦人科医療、被害相談、法律相談、捜査における支援について適切な情報提供を行い、心身の負担軽減と二次的被害防止のために協定を締結しました。

性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定（三者協定）の概略



【計画の体系】



3 関係機関相互の連携（第7条第2項、第18条関係）

(1) 民間支援団体に対する県の支援（第7条第2項）

【現状】

静岡県の場合、民間支援団体は善意の浄財やボランティアに支えられて活動しており、財政面、人材面で困難を抱えているため、犯罪被害者等の多種多様なニーズに十分な対応ができていないのが現状です。

【基本方針】

県は犯罪被害者等支援の中核を担う民間支援団体に対して、犯罪被害者等からの支援依頼について積極的に情報共有を図るとともに、支援につながる保健サービス、福祉サービス等の情報提供を行う必要があります。

また、県は民間支援団体の支援方法や広報啓発活動に関して積極的に助言する必要があります。

【取組】

- 犯罪被害者等の同意を得て、早期援助団体に認定されているNPO法人静岡犯罪被害者支援センターと被害者情報を共有することにより、犯罪被害者等が何度も同じ内容の事件概要等を説明して辛い思いをしなくても済むように精神的負担軽減を図ります。（警察本部）
- 犯罪被害者週間^(※11)（11月25日～12月1日）にNPO法人静岡犯罪被害者支援センターと知事部局、警察本部等が共同で街頭広報や犯罪被害者支援講演会を開催して、犯罪被害者等の理解の推進を図ります。（警察本部、くらし交通安全課）
- 犯罪被害者等に対するNPO法人静岡犯罪被害者支援センターの見舞金（犯罪被害者等支援基金^(※12)）や防犯ブザーなどの防犯グッズの支給に協力します。（警察本部）

※11 平成16年12月1日に犯罪被害者等基本法が公布されたことから、平成17年の犯罪被害者等基本計画において12月1日を最終日とする1週間を犯罪被害者週間と定められました。

※12 犯罪被害者のご遺族から寄せられた浄財を基金とした見舞金のことです。

(2) 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施（第18条関係）

【現状】

静岡県内においても、秋葉原無差別殺傷事件や関越自動車道高速ツアーバス事故等のような、死傷者多数かつ社会的耳目を引く特異重大事件事故が発生するおそれがあるため、有事に備えて平素から関係機関の連携態勢を構築する必要があります。

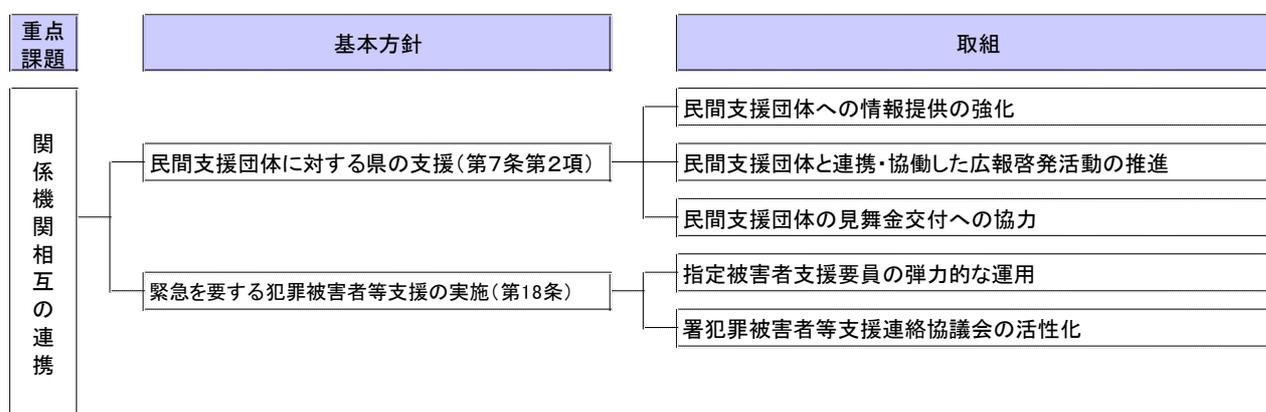
【基本方針】

県内において事件・事故により死傷者が多数発生する事案、その他重大事案が発生した場合に、県が中心となって市町や関係機関と連携し必要な被害者支援が円滑に実施されるよう緊急支援態勢の構築について検討します。

【取組】

- 静岡県警察指定被害者支援要員運用要綱の制定について（平成 26 年 1 月例規第 3 号）を定めて、指定被害者支援要員の弾力的な運用を図ります。（警察本部）
- 警察本部と県下 27 警察署に、関係機関・団体により構成された「犯罪被害者支援連絡協議会」を設置し、被害者支援において連携を図ります。（警察本部）

【計画の体系】



4 理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条関係）

(1) 県民の理解の増進（第 19 条関係）

【現状】

県民が犯罪被害者等に接する機会や置かれた立場、必要としている支援について知る機会が乏しく、犯罪被害者等の実情に対する県民の理解・関心は十分とは言えない状況です。そしてそれが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の要因になっているとも考えられます。

また、現在実施されている支援施策についても県民に広く認知されていません。

【基本方針】

一人でも多くの県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援などについて、幅広く広報啓発活動を進めていく必要があります。

【取組】

- 県広報誌やホームページのほか、県民に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発の充実に努めます。(警察本部、くらし交通安全課)
- 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせた集中的な広報や街頭活動を行い県民の皆様の理解を増進します。(警察本部、くらし交通安全課)
- 民間支援団体と連携し、「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」を継続的に開催することにより、全県的な犯罪被害者等支援の啓発に努めます。(警察本部、くらし交通安全課)
- 「犯罪被害者等に関するリーフレット」を配布し被害者等の実状と支援の重要性について広報します。(くらし交通安全課)
- 犯罪被害者等の支援に貢献した個人・団体を積極的に表彰することにより、社会全体で犯罪被害者等を支援する県民の気運の醸成に努めてまいります。(警察本部)
- 児童虐待防止のため「児童虐待防止静岡の集い」を開催するなど、広報啓発に取り組み、県民への理解促進に努めます。(こども家庭課)

(2) 学校における教育(第20条関係)

【現状】

将来の社会を担う児童・生徒に被害者にも加害者にもならない規範意識をより一層身に付けさせることが必要です。

【基本方針】

被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりを実現するために、犯罪被害者等の置かれている状況等について多くの青少年に正しく理解させる教育活動の拡充は極めて重要であり、そのために「命の大切さを学ぶ教室」^(※13)などの実施に向けて市町への働き掛けを広めていく必要があります。

※13 国の「犯罪被害者等基本計画」の中で、学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進を掲げており、これを受けて各都道府県警察主催で開催している、中高生を対象とした犯罪被害者遺族等の講演等を「命の大切さを学ぶ教室」と呼称している。被害者等が犯罪から受けた様々な痛み、子供を亡くした親の思い等、家族の絆、生命の大切さの理解を深めることで、被害者も加害者も出さない社会に向けた規範意識を醸成する目的で開催します。

【取組】

- 中学生・高校生に対して「命の大切さを学ぶ教室」として、犯罪被害者遺族等による講演会を開催し、被害者が犯罪から受けた様々な痛み、子供を亡くした親

の思い、家族の絆、命の大切さについて考えさせて規範意識の向上を図ります。

また、警察庁が開催する作文コンクールにおける優秀者には表彰を行い、意識の向上を図ります。(警察本部、教育委員会)

- 各学校において生命の尊重に関する指導等、道徳教育の充実を一層図るよう努めるとともに様々な体験活動を推進することで生命や自然を大切にすることを育成します。(教育委員会)
- こころの教育を推進し、被害者にも加害者にもならないための意識の定着を図ります。(教育委員会)
- 自然体験やボランティア活動などの社会体験等、児童生徒の心に響く体験活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む教育の推進を図ります。(教育委員会)
- 命の大切さや人との関わり方等の教育に資するため、児童生徒に対して「私たちの道徳」を配布します。(教育委員会)
- 学校教育のあらゆる場を通して、幼児・児童・生徒が自分のよさや成長の可能性について理解し、自他の生命を尊重しようとする心情や態度の育成を図ります。(教育委員会)
- 交流及び共同学習を推進し、幼児・児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成を図ります。(教育委員会)

(3) 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等（第21条関係）

【現状】

県内全域で均等な支援を提供するためには、県内各地で支援に携わる者の知識や対応能力が一定の水準に達していることが必要です。

【基本方針】

犯罪被害者支援施策のうち、犯罪被害者等支援に従事する県や市町の職員、民間支援団体の職員及びボランティア等に対して研修を行い、人材の育成を図っていきます。

【取組】

- 指定被害者支援要員全員に対する研修会を行い、知識の涵養を図ります。(警察本部)
- 警察学校卒業後、必ず被害者支援に携わる入校生(初任科、任用科、専科)に対する犯罪被害者支援に関する授業を行います。(警察本部)
- 女性警察官が配置されている交番等(ひまわり窓口)の職員に対し、女性地域警察官研修会を開催し、臨床心理士による犯罪被害者の心理及び被害者対応要領等の研修を実施します。(警察本部)

- 女性被害捜査官研修会を開催し、性犯罪被害者の特性と対応要領についての研修を開催します。(警察本部)
- 警察署相談係員対象の研修会を行い、犯罪被害者等支援業務の習熟を図ります。(警察本部)
- 犯罪被害者等支援に従事する職員に対して代理受傷に関する研修を行います。(警察本部)
- 行政職員向けの基礎資料「犯罪被害者等支援ハンドブック」を研修などに活用します。(くらし交通安全課)
- 县市町の行政職員を対象とした「犯罪被害者等支援担当者研修会」を開催し、犯罪被害者等支援についての理解促進と窓口対応による二次的被害防止を図ります。(くらし交通安全課)
- DV被害者支援や児童虐待の相談支援体制整備や相談員の資質向上のための研修を実施します。(男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所)
- 医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のあるものや、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を実施します。(精神保健福祉センター)
- 教職員に対し、児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応について、各種研修講座で研修を充実します。(教育委員会)

(4) 意見の反映(第22条関係)

【現状】

県として、犯罪被害者等の支援施策は犯罪被害者等及び県民の意見を反映すべきとの現状認識を持っています。

【基本方針】

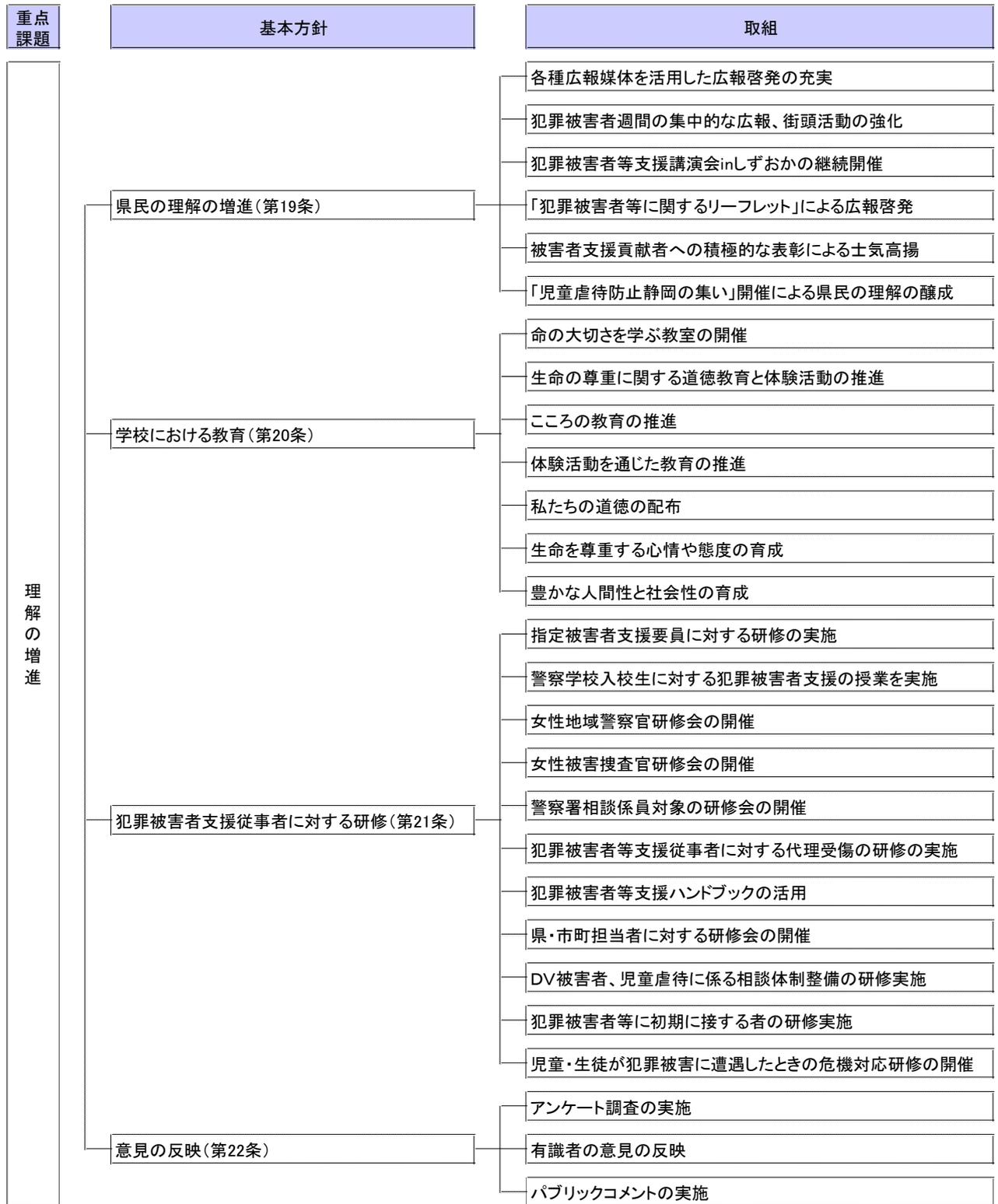
犯罪被害者等基本法第23条犯罪被害者等の支援施策は犯罪被害者等の意見を反映したものであるべき、と定められており、県は行政機関のみで作成する計画では県民に対する実効性が乏しいことを念頭に置き、社会情勢の変化を施策に反映し、施策の検証を的確に行うために、一定期間ごとに犯罪被害者等及び一般県民の意識調査を行います。

【取組】

- 県条例制定に先立ち、一般県民、犯罪被害者等に対する意識調査を行い、条文への反映について検討しました。(警察本部)
- 条例案について広く県民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。(警察本部)

- 推進計画立案に先立ち、有識者検討会を開催して検討していただくとともに、パブリックコメントを実施して広く県民の意見を求めました。（警察本部、くらし交通安全課）

【計画の体系】

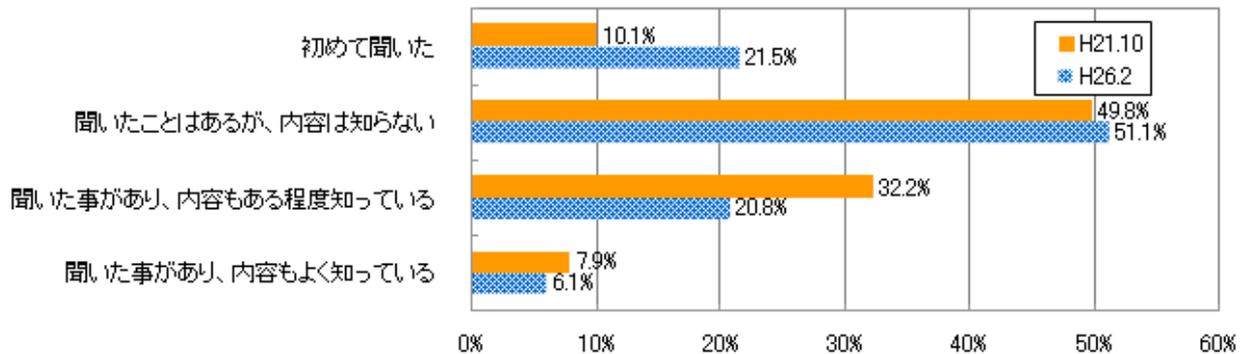


資料編 1 犯罪被害者等支援施策に関する意識調査結果

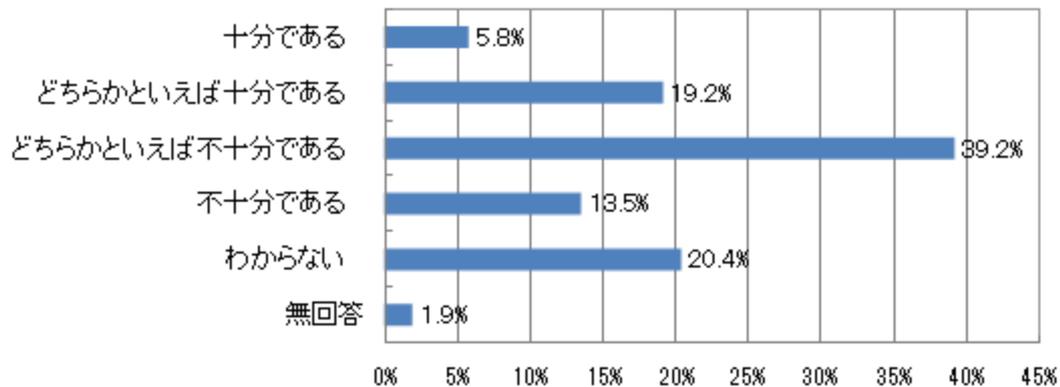
※ 平成 26 年 1 月～2 月、一般県民約 1,000 人に実施

1 犯罪被害者支援に係る意識

(1) 「犯罪被害者支援」という言葉を聞いたことがあるか。

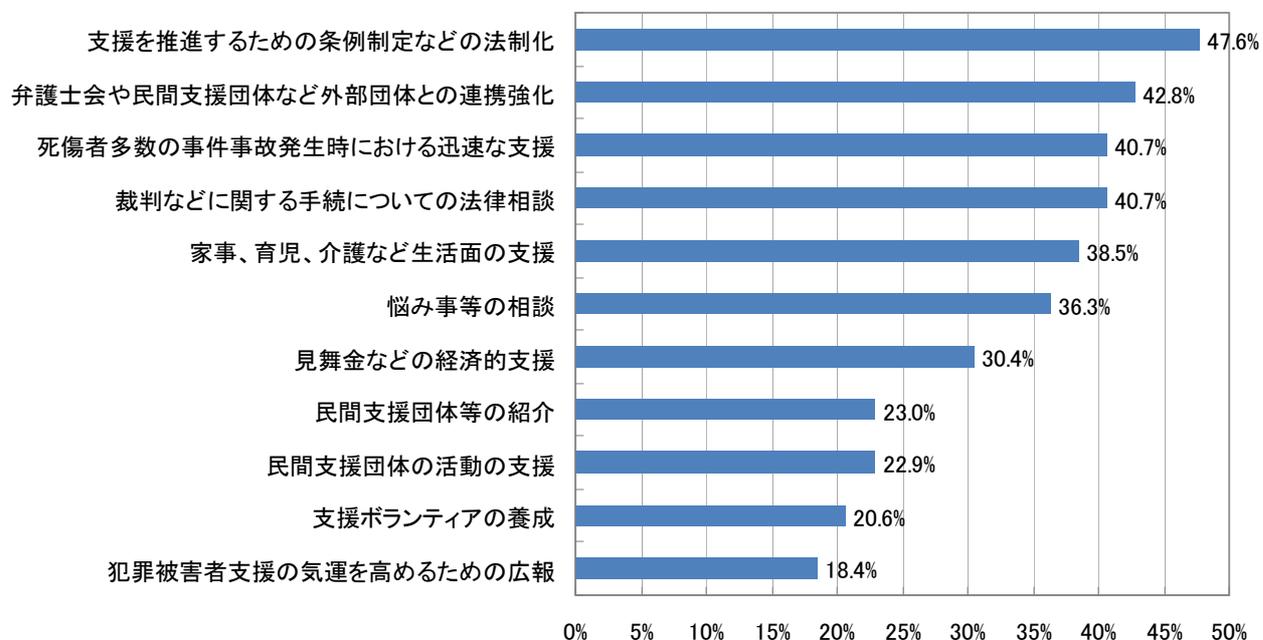


(2) 犯罪被害者支援は十分行われていると思うか



(1)の調査対象者 966 人中、犯罪被害者支援という言葉を「聞いたことがあり、内容もよく知っている」又は「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」と回答した 260 人を対象に調査した結果です。

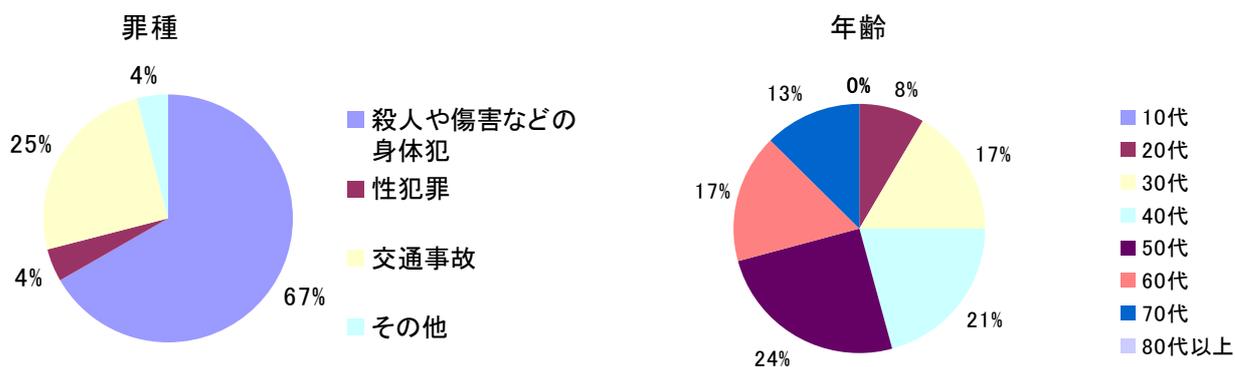
(3) 犯罪被害者等支援について、地方公共団体（県、市町及び警察など）が果たすべき役割は何だと思うか



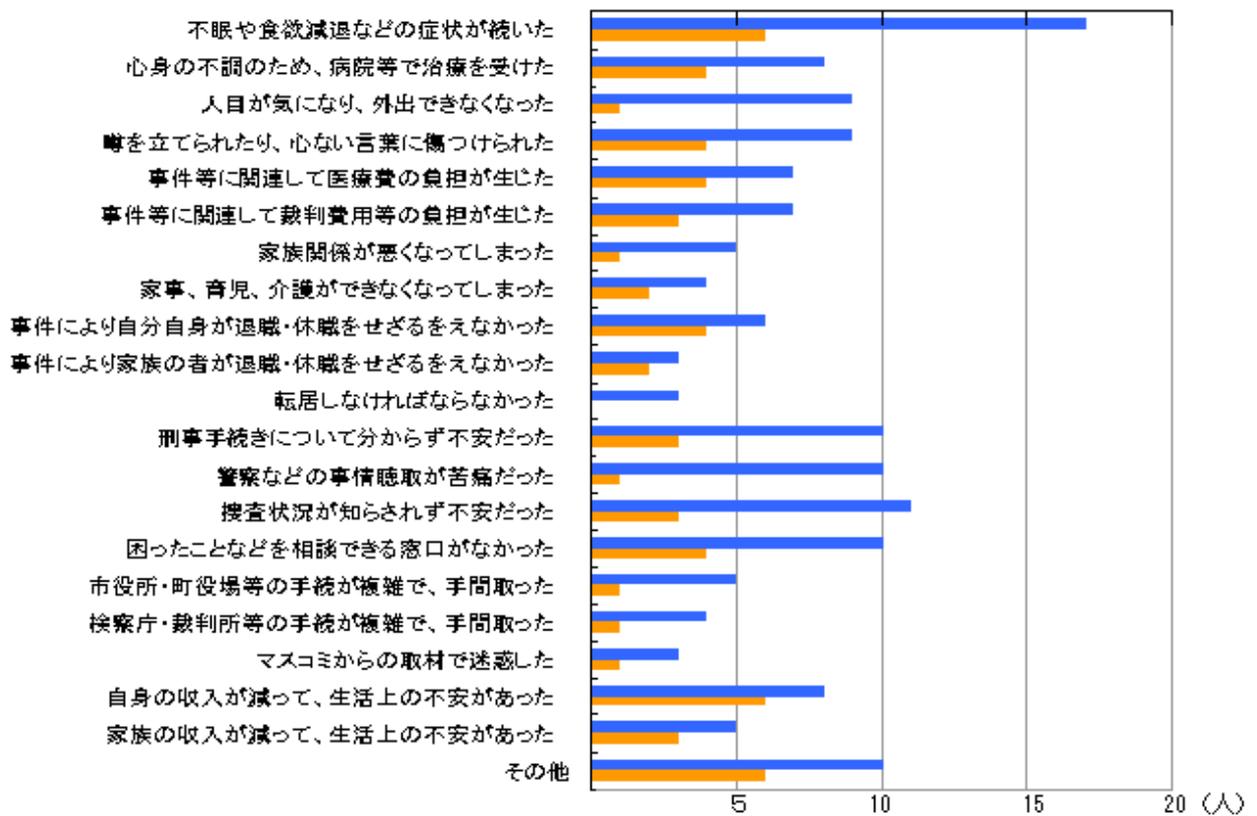
2 犯罪被害者の意識

(1) 調査対象者

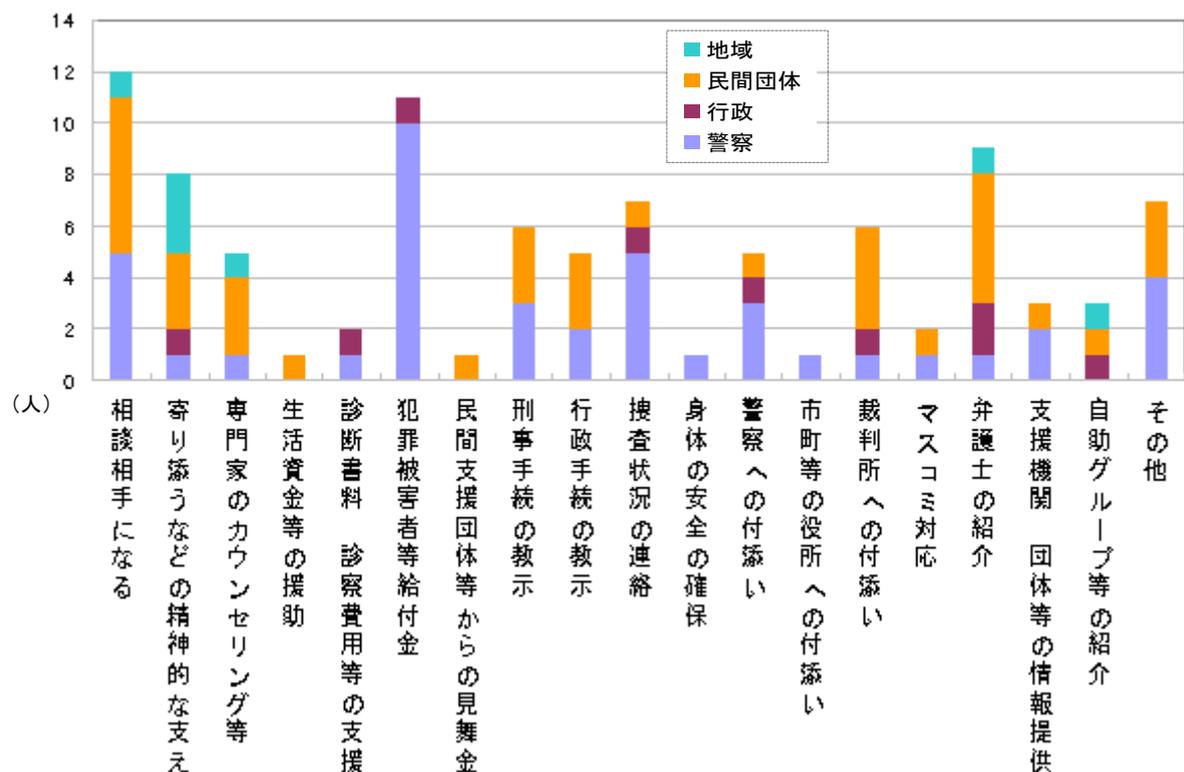
県警とNPO法人静岡犯罪被害者支援センターで把握している被害者等のうち、調査に同意していただいた方 24 人（男性 11 人、女性 13 人）



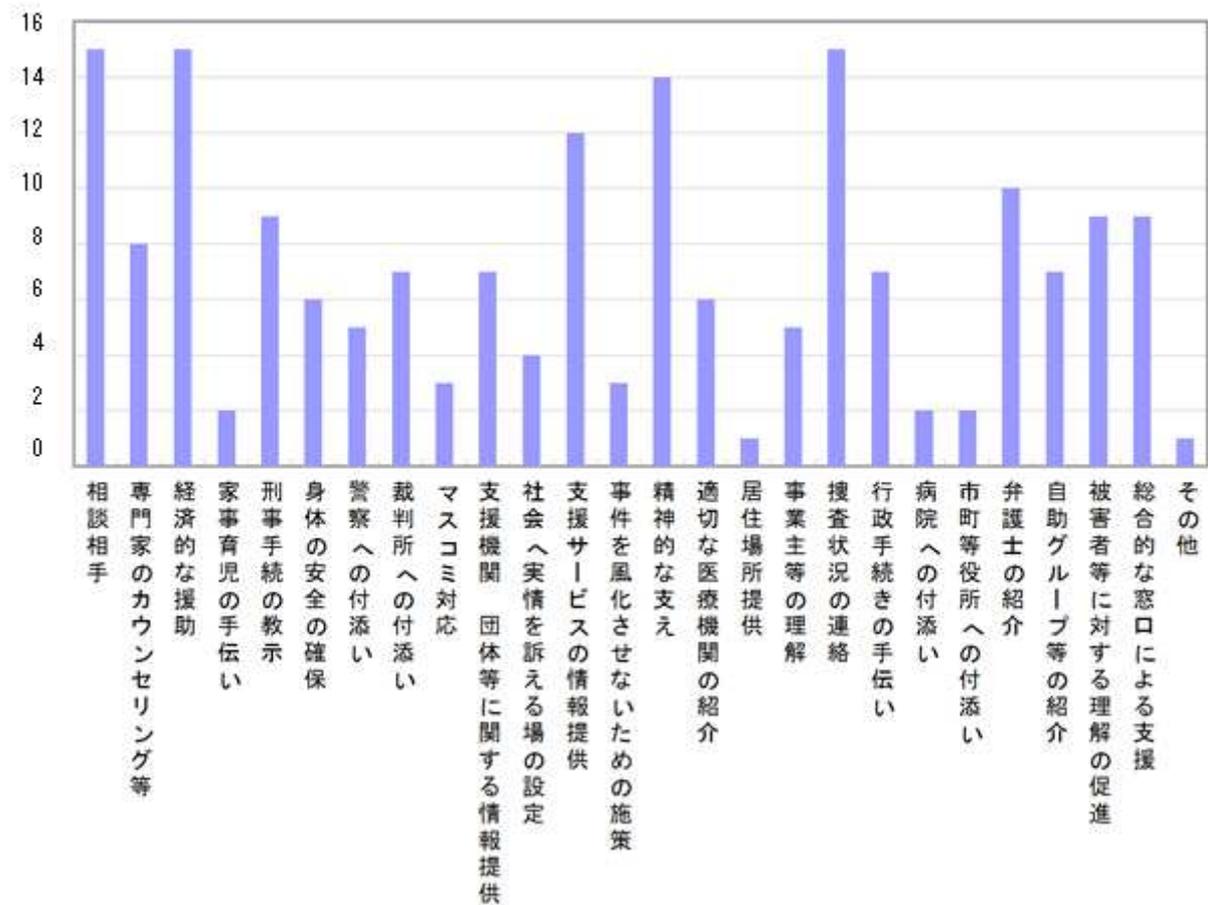
(2) 事件・事故直後（発生から概ね1か月）及び現在（事件発生から概ね1か月を経過し現在まで）の心境を教えてください。（重複・複数選択可）



(3) 現在までに受けた支援の内容を教えてください。（重複・複数選択可）



(4) 事件直後から現在までを通じて、あなたが必要だと考える被害者支援は何ですか。(複数選択可)



資料編 2 犯罪被害者等支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 静岡県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、犯罪被害者等支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、犯罪被害者等支援推進計画の策定及び推進に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、警察本部長をもって充てる。

3 副本部長は、警察本部警務部長、くらし・環境部長をもって充てる。

4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(犯罪被害者等支援推進計画検討委員会)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、犯罪被害者等支援推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、警察本部警務部長をもって充てる。

4 副委員長は、くらし・環境部くらし交通安全課長をもって充てる。

5 委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

6 検討委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第7条 検討委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、警察本部警察相談課長をもって充てる。

4 副幹事長は、くらし・環境部くらし交通安全課長をもって充てる。

5 幹事は、委員の課に所属する班長級の職員をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第8条 推進本部の事務局は警察本部警察相談課に置くものとし、その運営は、くらし・環境部くらし交通安全課の協力を得て行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

(別表1)

本部長	くらし・環境部	県民生活局長
		建築住宅局長
	健康福祉部	福祉長寿局長
		こども未来局長
		障害者支援局長
		医療健康局長
	経済産業部	就業支援局長
教育委員会	教育次長	

(別表2)

委員	県民生活局	くらし交通安全課長
		男女共同参画課長
	建築住宅局	公営住宅課長
	福祉長寿局	地域福祉課長
		長寿政策課長
	こども未来局	こども家庭課長
	障害者支援局	障害福祉課長
	医療健康局	国民健康保険課長
	就業支援局	労働政策課長
		雇用推進課長
	教育委員会	義務教育課長
		高校教育課長
		特別支援教育課長
		社会教育課長
	警察本部	警察相談課長

資料編 3 静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定及び検証に関する有識者検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、推進計画（静岡県犯罪被害者等支援条例（平成26年静岡県条例第92号）第8条に規定する犯罪被害者等支援に関する推進計画をいう。以下同じ。）の策定及び推進計画に基づく施策の検証のための有識者検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 推進計画の策定及び検証に関する事項
- (2) その他検討会が犯罪被害者等支援に関して特に必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、犯罪被害者等の支援に関し学識経験のある者のうちから、静岡県犯罪被害者等支援推進本部設置要綱（平成27年8月10日）に定める推進本部長が委嘱する委員により組織する。

- (1) 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 検討会に副会長を置き、会長の推薦に基づき、委員の承認によってこれを定める。
- (3) 会長は、会務を総理する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から5年とし、再任を妨げないものとする。ただし、任期途中で委員の変更があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 検討会は、必要に応じ、委員以外の者を招致し、意見、説明等を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、静岡県警察本部警務部警察相談課において処理し、その運営はくらし・環境部くらし交通安全課の協力を得て行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

資料編 4 静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定及び検証に関する有識者検討会傍聴要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定及び検証に関する有識者検討会設置要綱（平成27年10月15日付け）第5条第2項の規定に基づき、有識者検討会（以下「検討会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2 検討会を傍聴しようとする者は、検討会開始時間の10分前までに受付に申し込むものとする。

2 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第終了する。

(傍聴者の遵守事項)

第3 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 検討会開催中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法による可否の表明はしないこと。
- (2) 会場内での飲食及び喫煙はしないこと。
- (3) 会場内で写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に会長等が認めた場合を除く。）。
- (4) その他会議の支障となる行為を行わないこと。

(秩序維持)

第4 会長は、前記第3の規定に違反した者がいるときは、その者を退場させることができる。

附 則

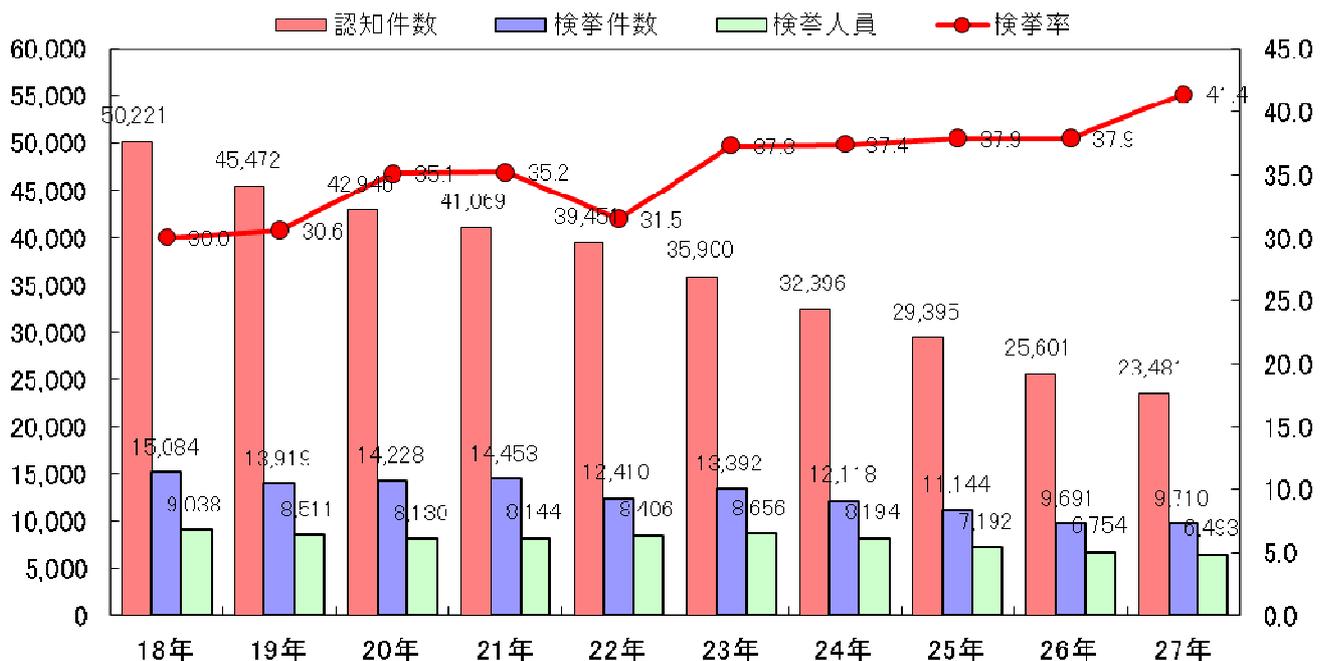
この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

資料編 5 静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員

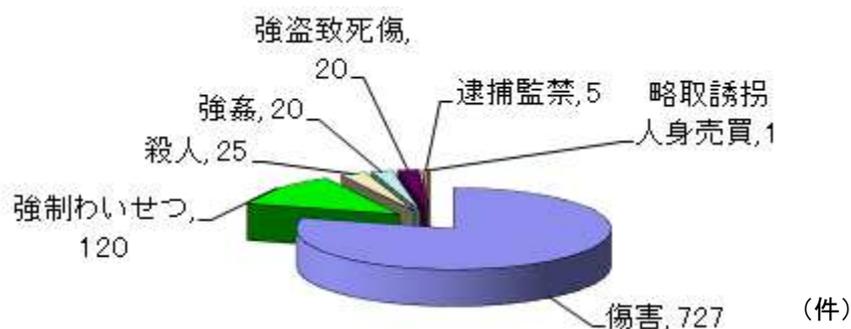
役 職	芳 名	職 業
会長	江口 昌克	大学教授
副会長	一杉 泰博	弁護士
委員	朝比奈 幹夫	被害者遺族
委員	川内 十郎	マスコミ関係
委員	杉 雅俊	事業者団体
委員	藤原 智代	民間援助団体
委員	溝口 明範	精神科医

資料編 6 本県における事件・事故の推移等（静岡県警の統計による）

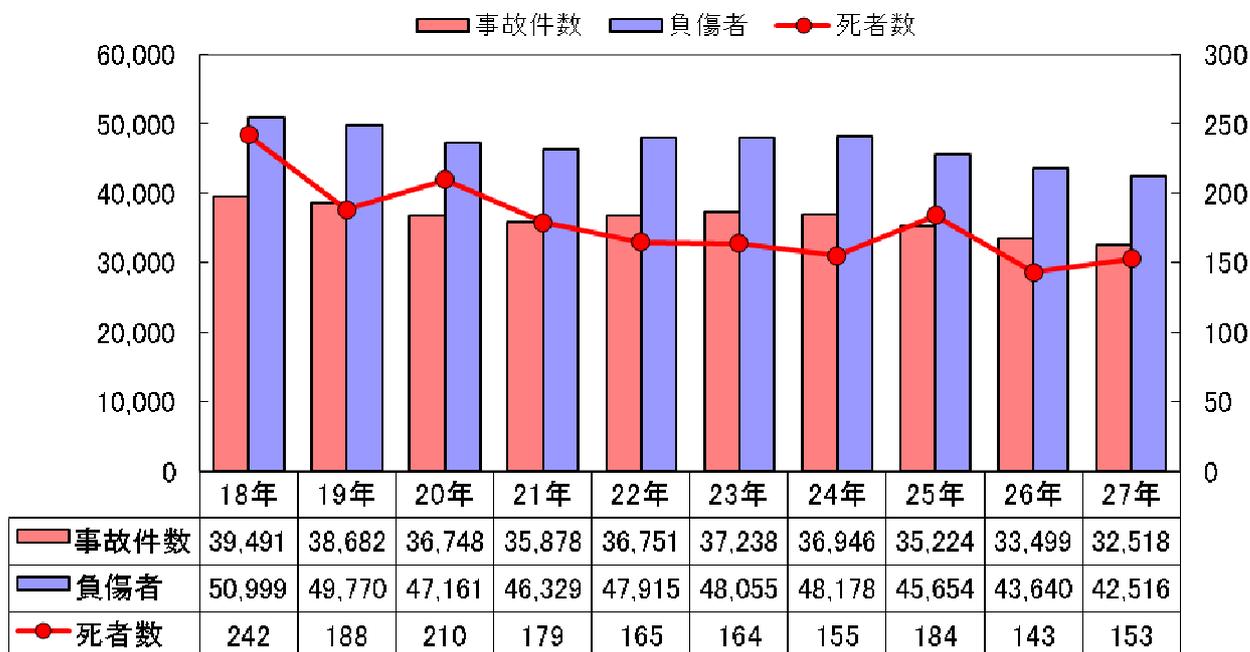
1 10年間の刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員



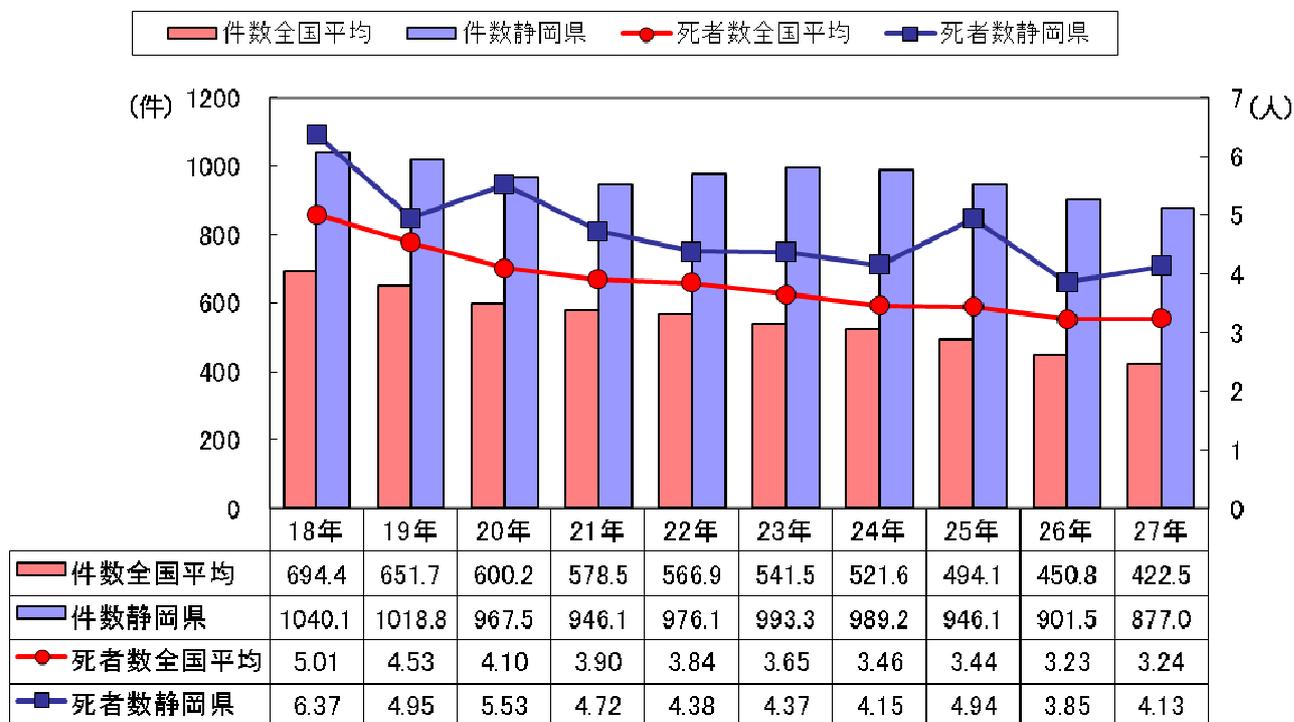
2 平成 27 年中の犯罪被害者支援対象事件（計 918 件）



3 静岡県内の交通事故の推移



4 人口 10 万人当たりの交通事故発生状況



資料編 7 静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定プロセス

年	月	推進本部等	有識者検討会	事務局
H27	9月		委員の選考	推進計画(案)策定
	10月	検討委員会・幹事会事前検討		
	11月			
	12月		委員決定	
H28	1月	推進本部会議開催		推進計画(案)説明
	2月			
	3月			第3次基本計画内容確認
	4月		第1回検討会開催 (委嘱状交付)	
	5月		第2回検討会開催 (5月中旬)	
	6月			推進計画素案随時修正
	7月			県議会説明
	8月			パブリックコメント
	9月	検討委員会・幹事会 (事前確認) 推進本部会議開催 (推進計画説明)	推進計画書送付	
	10月			HP公表、報道発表、関係機関への送付
	11月			
	12月			

資料編 8 静岡県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮して行われなければならない。この場合において、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重しなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、県民が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、民間支援団体、事業者その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県その他の犯罪被害者等支援を行うもの（以下「犯罪被害者等支援者」という。）が行う犯罪被害者等支援に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めること及び事業活動を行うに際して犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう

十分配慮するよう努めることにより、犯罪被害者等支援の推進に努めなければならない。

(民間支援団体の責務等)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努め、及び犯罪被害者等支援者が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

2 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進していくための基本方針及び取組について定めるものとする。

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害の回復を図るための情報の提供等)

第10条 県は、犯罪等による被害に係る損害の適切かつ円滑な回復を図るため、犯罪被害者等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第11条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を適切に行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、病院等への付添い、家事、育児等に係る援助その他の日常生活に必要な援助が提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(心理的外傷等からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を

図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置する等必要な施策を講ずるものとする。

(緊急を要する犯罪被害者等支援の実施)

第18条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事件その他の重大な事件が発生した場合であって、当該事件における犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町その他の犯罪被害者等支援に関係するものと協力して、当該事件に対応するための支援の態勢を整え、情報の提供、病院等への付添い、精神的な負担の軽減その他の緊急を要する犯罪被害者等支援を実施するものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が孤立することがないように地域社会を形成するため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう、情報の提供、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等に関する教育が学校において行われるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等)

第21条 県は、犯罪被害者等支援が適切に行われるようにするため、県及び市町の職員並びに民間支援団体の職員等であって犯罪被害者等支援に従事するものに対して研修を実施する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第22条 県は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映する等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。